

令和4年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和5年3月1日（水）
【開会】 10時00分
【閉会】 12時08分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満
委員 岩切 貴乃
委員 芳川 玲子

教育長職務代理者 田中 雅文
委員 石井 孝

【欠席委員】

委員 野村 浩子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一
総務部長 柴山 巖
教育政策室長 田中 一平
教育環境整備推進室長 谷村 元
職員部長 小澤 毅夫
学校教育部長 大島 直樹
健康給食推進室長 日笠 健二
総合教育センター所長 鈴木 克彦
庶務課長 鷹背 将行
庶務課担当課長 喜多 智英

教職員企画課長 宮川 匡之
教職員人事課担当課長 西田 寛
教職員人事課担当係長 廣瀬 徳政
生涯学習推進課担当課長 山口 弘
生涯学習推進課長 箱島 弘一
生涯学習推進課担当係長 紺野 敦
生涯学習推進課担当係長 豊本 欽規
生涯学習推進課職員 小林 美帆
中原図書館長 小島 久和

調査・委員会担当係長 葛山 久志
書記 長谷川 俊太

中原図書館係長 関 千鶴子
中原区・教育担当課長 山本 直
指導課係長 新津 尚之
健康給食推進室担当課長 大島 健之
健康給食推進室担当課長 小田 貴子
健康給食推進室担当係長 染谷 大海
庶務課課長補佐 田中 誠志
教職員人事課担当課長 川合 健一
教職員企画課課長補佐 山中 辰哲

【署名人】

委員 石井 孝

委員 芳川 玲子

(10時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は野村委員が欠席でございますが、教育長及び在任委員の過半数である4名以上の出席がございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、10時00分から12時00分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

1月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 8名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして、傍聴を許可します。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 2は、公表期日前の案件が含まれており、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、報告事項No. 3は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、報告事項No. 4及び報告事項No. 5は、人事管理に係る内容であり、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによってよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 2及び報告事項No. 3につきましては、議会への提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職より指名いたします。

石井委員と芳川委員にお願いいたします。

7 報告事項Ⅰ

報告事項No. 1 請願第1号（教職員の欠員・未配置の解消を求める請願）の報告について

【小田嶋教育長】

初めに、報告事項Ⅰに入ります。

「報告事項No. 1 請願第1号（教職員の欠員・未配置の解消を求める請願）の報告について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹嘴庶務課長】

それでは、報告事項No. 1「請願第1号（教職員の欠員・未配置の解消を求める請願）の報告について」御説明をいたします。

教育委員会宛での請願を受け付けましたが、資料につきましては、教育委員の皆様には共有させていただいていることから、全文を読み上げることは省略させていただきます。

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じますが、本請願は、来年度の教員採用計画に関連する内容でございます。今年度も年度末が差し迫っていることから、本日審議することが望ましいと考えられます。その点につきましても、御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申出がございましたので、意見陳述の可否について、また認める場合は何分程度とするか、併せて御協議いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いをいたします。

【小田嶋教育長】

ただいま報告がありました請願第1号の取扱いにつきましては、協議していきたいと思えますが、本請願は、来年度の教員採用計画に関連する内容であり、今年度も年度末が差し迫っていることから、本日審議することが望ましいという説明がありました。

よって、この後、直ちに請願第1号の審議を行いたいと思えますが、御異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

次に、請願の意見陳述についてですが、これを認め、その時間については10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

8 請願審議

請願第1号（教職員の欠員・未配置の解消を求める請願）の報告について

【小田嶋教育長】

それでは、請願審議に入ります。

まず、請願者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。

では、これから10分程度でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【請願者】

私、大前博といいます。

4 2年間、川崎市の中学校に教師として勤め、現在は横浜市の中学校で非常勤講師として勤務しています。

また、「川崎市教職員連絡会」という職員団体の役員として、若い先生方と子どもを主人公とすることについて、研究と交流も行っています。

今回、提出した請願の趣旨について、まず、請願項目 1 に関わって述べます。

教員の未配置問題は、時間の経過とともに深刻さを増しています。

今年、年度当初から 3 5 名の先生が未配置という前代未聞の事態が起きました。年度が進むにつれ、産休や育休、病気で休職する先生が出て代わりの先生が配置できず、教育委員会に伺ったところ、2 月 1 日時点で 1 3 6. 5 人の先生が配置されておらず、文字どおり「教育に穴が空く」状況です。

資料 1 を御覧ください。

これは、4 0 人ほどの私の知り合いの先生に L I N E で、教員が未配置になっていないか、学校現場の状況を教えてほしいと呼びかけ、報告を寄せていただいたものの一部です。

聞き取りの中で見えてきたことは、一刻の猶予もならない危機的状況でした。

特に、H 小学校の一人の先生が、2 クラスの授業を教え、1 クラスはテレビ画面を通じて授業を受ける。こういう事態は本当に衝撃的でした。

その資料の中にもありますが、D 小学校の先生からいただいたメールを紹介します。

4 月半ばから担任不在のクラスを児童支援コーディネーターと英語専科、非常勤の 3 人の先生が、教科ごとに分担して受け持っています。子どもたちも落ち着かないまま、4 年生が終わろうとしています。勉強が苦手な子や特性を持つ子、本来支援が必要な子が授業をエスケープするようになりました。クラスの雰囲気もよくなって、先生への不満や友達の悪口が聞こえます。本来優しい子たちが多いクラスなので残念です。未配置の状態で、負荷を受けているのは子どもです。これまでと違った思い切った方法でないと、未配置問題は解決しないと思います。

私は、教育委員会の方に、異常事態が起こっていることを直視し、現場実態をつかんだ上で、教員未配置をなくすため、抜本的な対策を立てていただきたいと思います。

資料 2 を見てください。

学校現場に足を運んで、真剣に検討していただきたい問題が、もう一つあります。

それは、決して少なくない 2 0 代・3 0 代の先生が、川崎の教育現場から去っているという問題です。

昨年度の定年退職者が 1 2 2 人であるのに対し、定年前退職者が 1 3 5 人、しかも、7 割が 2 0 代・3 0 代なのです。

仕事にも慣れ、これからというときに辞めていく教員がこんなにも多いということに衝撃を受けました。これは川崎の教育の土台が、足元から崩れているということではないでしょうか。

教員の未配置問題の背景にある、教員の離職問題についても、現場での聞き取りを深めて、原因を解明し、川崎で希望を持って働ける条件をしっかりと作り上げていただきたいと思います。

続いて、請願項目 2 についてです。

資料 3 を見てください。

1 2 月 7 日の川崎市議会において、教育長は、「教員採用に当たりましては、継続的に安定した教育活動を展開していくために、長期的な視点に立って、臨時的任用の制度を活用しながら、優

秀な新規採用教員の確保等を図ることにより、計画的に進めてまいります」と述べていらっしゃいます。

資料4、資料6を見てください。

2022年度は、190人の新採用教員と271人の欠員臨任で新年度がスタートしています。

私は、教員の未配置という問題を解決していくためには、教育長がおっしゃっている臨時的任用の制度を活用しながら、計画的に進めているという教員配置政策を抜本的に変えていただくことが必要だと考えます。

公務員の任期については、最高裁の判決で、職員の任用を無期限のものとするのが法の建前であると解すべきであるという、この判決が1963年4月2日に出されています。

また、2009年1月23日の総務省の見解としても、そのことは改めて確認されています。

地方公務員法は、臨時的任用の職員の任用について、三つの場合を挙げていますが、雇用の調整のために、臨時的任用の教員を採用するということを予定していません。

そのことを踏まえて、2000年代までは試験の結果、教員としての職務遂行能力があると認められた合格者を原則として、必要数を上回って名簿登載し、新年度に不足した教員数に応じて、全て原則としては正規採用をしてきました。

それが2004年の義務教育費国庫負担制度の総額裁量性が導入されたことにより、大きく変わります。

将来の少子化に備えるという口実で、人件費削減のために、正規教員の採用控えが始まり、採用試験不合格とされた方を含む、大量の臨任の方が、年度当初から欠員臨任として働くようになりました。

このことが、今日の教員未配置という危機的な状況を生み出した根本原因ではないでしょうか。資料5を見てください。

これは、私だけが言っているものではありません。

元総務大臣、元鳥取県知事の片山善博氏は、臨時的任用教員の名簿は、専ら産休・育休・病気代替教員を採用するために用意されていると。臨任の方は、そういうことで登録しているというふうに述べています。

そして、「教師不足などの解消策として、まずは正規教員を減らして、それを非正規教員に替える便法をやめることだ」とはっきり述べています。

そして、臨時教員を本来の目的以外に活用することを無責任な施策として戒めています。

地方公務員制度に責任を負い、自治体に財源を交付する総務大臣という立場と、教員を採用する県知事という両方を経験してきた方の発言は、大変重いものがあると思います。

資料4を見てください。

計画的に臨時任用教職員を欠員臨任として活用するという弊害は、教員未配置を生み出すにとどまらないということについて述べます。

教育委員会は、教員採用試験に不合格になった方196人を臨任・非常勤として、学校現場で働いてもらっています。

職務遂行能力に欠ける、あるいは優秀ではないとして、採用試験を不合格にした後、非正規として何年も何年も働かせ続けるような事業所があるのでしょうか。

民間では、非正規から正規雇用への転換ルールがあります。欠員臨任として働かせ続けるという矛盾した方策は、臨時教員として現場に立ち続けている教員のモチベーションを下げると大変失

礼なやり方だと私は思います。

また、教員採用試験不合格者は、優秀でないというレッテル貼りをすることは、学校現場での差別的対応の温床ともなっており、直ちに改めるべきだと思います。

また、欠員臨任として働き続けている方は、勤務条件が正規教員と大きな差があるだけでなく、正規採用された教員には保障されている初任者研修という、教員としての能力を伸ばしていくかけがえのない機会が、与えられないまま働き続けています。

これは、教育を受ける子どもたちにとっても、不幸なことではないでしょうか。

資料6を見てください。

臨任として長年働き続けている方の思いです。

これぐらいの時期になると、次年度の不安が大きくなるのしかかってきます。

「臨任8年目、この生活がいつまで続くだろう」と考えだし、今まで遭ってきた様々な差別を思い返します。「今度はどんな目に、遭うんだろう」と。

本当に駒としか扱われず、生活も不安定で、ふと「生きがい搾取」という言葉がよぎり、ネットで色々な記事を読みました。

そこには、ふだん私が感じていることや、実際に公然と非正規に対してまかり通っているおかしな「差別」が、たくさん書いてありました。同じ目に遭っている仲間がたくさんいるんだと、感じました。

最後に、資料7を見てください。

少人数学級の推進が決定された際の衆議院文部科学委員会附帯決議です。

この決議は、正規教員の安定的配置を求めており、教育長がおっしゃった臨時的任用の制度を活用しながら、教員採用を計画的に進めるという教員採用方針は、これに反していることも重大だと思っています。

教員の未配置などというあってはならない事態が生じていることを直視し、従来の教員採用計画を抜本的に見直し、法に定められた教員を確保して、現場に配置するという、教育行政としての責任を果たしていただきたいと強く思います。

今、学校で学んでいる子どもたちはコロナ禍の3年間、かつて、どの世代も経験したことがない厳しい状況の中で学んできました。

不登校やいじめが過去最高の水準まで増加しているということは、子どもたちが発しているヘルプサインだと思います。

教員未配置の解消にとどまらず……。

【小田嶋教育長】

そろそろまとめていただければと思います。

【請願者】

はい、分かりました。

川崎の豊かな財政力を生かし、少人数学級の実施など、子どもの声をしっかり受け止める教員を増やし、手厚い教育の推進をぜひお願いします。

以上で、私の意見陳述を終わります。ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

以上で陳述を終了いたします。

陳述につきましては、本請願の審議に際しての参考とさせていただきたいと思います。

それでは、傍聴席にお戻りください。

では次に、事務局からの説明をお願いいたします。

【宮川教職員企画課長】

それでは、請願第1号につきまして、御説明いたします。

ファイルナンバー「02_【請願第1号】」のファイルをお開きいただきまして、2ページの資料1を御覧ください。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務標準法の概要となります。この法律は、学級規模と教職員の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定めるものです。

学級編制については令和3年4月の改正により、令和7年度までに小学校における35人学級を学年進行で段階的に進めることとされています。

また、教職員定数については、学級数等に応じて機械的に算出される部分と、国の予算に応じて政策目的で配分される定数について規定されています。

ページを1枚おめくりいただきますと、令和3年4月の改正概要、さらに1枚おめくりいただきますと、教職員定数の算定イメージを掲載しております。

ページを1枚おめくりいただきまして、5ページの資料2を御覧ください。

欠員の補充及び出産休暇や育児休業等を取得する教職員の代替となる臨時的任用教員の任用種別を整理したものです。

左側「種別」の列、上から2段目に「臨時的任用教員」とありますが、「欠員臨任」とありますが、教員の定数と正規教員数の差を充足するために任用している例です。「休職臨任」、「産休臨任」、「育休臨任」、さらにその下段、「育休任期付」とありますのは、それぞれの事由に基づいた、代替としての任用を、各根拠法に基づいて任用するものです。

表の一番上、「一般任期付教員」とありますのは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして、一時的な業務量の増加に対応して複数年の任期を定めて採用するものですが、小学校における35人学級の進展により見込まれる教職員定数の増加と、これと連動して深刻化が見込まれる教員不足への対応を踏まえ、3年間を任期として、令和3年度に採用選考を実施し、令和4年4月1日付で採用した職員です。

いずれの職員も、その任用の趣旨に応じて活用しているところです。

ページを1枚おめくりいただきまして、6ページの資料3を御覧ください。

各校種別の欠員状況です。表中、「欠員」とありますのは、教職員定数と正規教員数の差を表しており、「臨時的任用教員」とは、その「欠員」の部分に対して臨時的任用教員を何人採用できたかを表しております。これは、先ほどの資料2における「欠員臨任」に対応している部分でございます。また、「未充足」とありますのは、欠員の部分を臨時的任用教員で充足できなかった数を示しております。

表の一番下、「合計欄」を御覧いただき、全体として、令和2年度までの欠員数の縮減を図って

きておりますが、令和3年度から、年度当初においても、臨時的任用教員による欠員の充足の困難さが表面化してきており、直近2年間は未充足が増加している状況となっております。

ページを1枚おめくりいただきまして、7ページの資料4を御覧ください。

過去5年間の、出産休暇、育児休業の取得者数及び休職者数の推移です。

一番下段の表を御覧いただきますと、休職者数は年度により多少のばらつきはございますが、80名前後と、おおむね横ばいで推移しております。

一方、表の1番、産休と、表の2番、育児休業については、顕著な増加傾向が見てとれる状況となっております。

ページを1枚おめくりいただきまして、8ページの資料5を御覧ください。

今年度の本市における教員の未充足の状況です。

表中、「欠員未充足」とありますのは、資料3でお示した「欠員」部分を臨時的任用教員で充足していない数を表しております。「産育休代替未充足」及び「休職者代替未充足」とは、出産休暇や育児休業取得者、及び、休職者の代替教員を充足できていない数を表しております。

4月6日の始業日時点において、全校種合計で64名分が未充足であり、5月には一時的に未充足を縮減できたものの、以降、時期を追うごとに拡大してまいりました。

未充足の内訳としては、「欠員未充足」の部分につきましては、年度途中での退職等に伴う分を充足できなかったものとして未充足数が微増しており、「産育休代替未充足」及び「休職代替未充足」においては、年度の途中において当該休暇、休業等を取得することとなった職員の代替が充足できず、未充足数が増加しているところです。これは、資料4でお示したとおり、出産休暇や育児休業を取得する教員が増加傾向であることが反映されている結果と考えられるところです。

いずれにいたしましても、年度の当初において未充足の影響を最低限に抑えたとしても、年度の途中における人材確保がより厳しい状態にある状況でございます。

ページを1枚おめくりいただきまして、9ページの資料6を御覧ください。

年度の途中における産育休の代替教員の確保が困難であることが全国的な課題となっている状況を踏まえ、文部科学省において、年度の途中において出産休暇等を取得する教員の代替者を、年度当初から確保する場合の一部を定数措置することを示した文書でございます。

1枚おめくりいただきまして、中段、「2. 加配措置の具体的内容」の「加配要件」にありますとおり、7月31日までに産育休を取得する教員の代替者を対象に、年度の当初から任用する場合に、産育休取得の前月までを加配定数として措置する内容となっております。

本市においても、この加配定数を活用し、年度途中で見込まれる産育休取得者の代替者の一部を、年度の当初から任用する準備を進めているところです。

ページを1枚おめくりいただきまして、11ページの資料7を御覧ください。

文部科学省がまとめている、全国の教員採用試験の実施状況の抜粋です。11ページは小学校の状況であります。採用倍率は過去最低の2.5倍、受験者数も平成24年度以降一貫して減少傾向となっております。

1枚おめくりいただきまして、12ページは中学校です。令和4年採用の倍率は前年度から微増し、4.7倍となっております。小学校同様、受験者数は、近年は減少傾向となっております。

ページを1枚おめくりいただきまして、13ページの資料8を御覧ください。

表の左から3列目が小学校区分の採用試験実施状況、中学校及び高等学校は同一の区分で採用

試験を行っているため、4列目以降、「中学校／高等学校」としております。高等学校（工業）は、川崎総合科学高校について、工業の課程において勤務することを想定したものです。右から3列目は特別支援学校区分の、右から2列目は養護教諭の採用試験実施状況です。なお、養護教諭につきましては、校種を問わず実施しております。

人材確保の点で、より厳しい状況にあるのが小学校ですが、人材確保が厳しくなることを見据えて、令和3年度及び今年度の募集を増加させ、採用しております。

ページを1枚おめくりいただきまして、14ページの資料9を御覧ください。

公立小・中学校等の教員定数の標準に占める正規教員の割合について、令和4年度の状況を文部科学省がまとめた資料の抜粋です。川崎市は正規教員の割合が94.5%であり、20政令指定都市中4番目に高い割合となっております。

なお、正規の採用者数については、教職員定数の充足を、将来も含めた必要数以上に正規教員で賄う場合、全国的な受験者数の減少と、教員採用試験倍率の低下が見られる状況にあっては、資料5で御説明したような、年度途中で必要となる代替教員の候補者数が、さらに減少することが見込まれます。

ページを1枚おめくりいただきまして、15ページの資料10を御覧ください。

過去5年間の退職者数を、事由別にまとめたものでございます。

定年退職、勸奨退職以外の普通退職を、事由別にまとめたものですが、退職事由別に見ても、最も数が多いのが、上段の表の3行目、「転職（官公署）」となっております。これは、他都市において、公務員となるために本市を退職したものです。

次いで、「家事専念等」、「私傷病」、「転居」と続きます。

本市の教員採用試験では、地方出身者も数多く合格しており、様々な事情で地元に戻ったり、結婚その他様々な事情により転居、家事専念をされる教員も多いことが分かります。

また、参考として定年退職者数、勸奨退職者数の推移も掲載しておりますが、大量退職の世代が一段落して、定年退職者数は減少しております。

正規教員の採用者数は、こうした退職動向も見込んだ上で決定しております。

次に、ページを1枚おめくりいただきまして、16ページの資料11を御覧ください。

請願事項についての教育委員会事務局としての考え方となります。

まず、請願事項1「教育委員会が直接学校に足を運んで聞き取りを行い、教職員の未配置と教職員の過重労働の下で、子どもたちの学ぶ権利が保障されているのか、学校と教職員がどんな苦境に陥っているのかなどの実態をしっかりと把握すること。その上で、教育委員会全体で現状についての共通理解を持ち、現状打開のための方針を確立すること。」につきましては、職員部では、全校の校長とのヒアリングを年3回設け、各学校における人事上の課題だけでなく、学校運営上の課題を聞き、学校現場における様々な課題を把握し、非常勤講師の追加配置等を含め、人材及び予算の範囲内において、各学校の実情に応じた対応に努めております。

また、各区教育担当や支援教育課等の関係課とも連携し、学校の課題の把握に努めているほか、毎年、学級編制の実態調査として10校程度の学校を訪問し、学級編制に係る学校運営体制上の実情や課題等を聴取し、これらのヒアリングや調査で得た情報については、関係課と情報交換しながら、学校の抱える課題について教育委員会事務局内でも情報の共有化を図っております。

今後も、前述の校長ヒアリング等の様々な情報を総合的に勘案した上で、定数配当や人事配置、臨時的任用教員や非常勤講師の任用等を行ってまいります。

次に、教員採用試験を実施する際に、児童・生徒数の長期推計を踏まえた学級数や、教職員定数に関する国の動向、教職員の年齢構成を踏まえた定年退職者数、再任用教職員の任用率を踏まえた推計と定年延長、定年退職以外の理由による退職者数の見込み、校種間人事交流等、不確定な要素も含む、様々な要素の動向を勘案の上、毎年の採用計画を策定しております。採用計画の策定に当たり、募集、採用者数決定の各段階において、常に最新のデータに更新しながら取り組んでおります。

また、資料7のとおり、全国的に教員採用選考試験の受験者数が減少する中、本市においては、資料4及び資料5のとおり、出産休暇や育児休業の代替教員、特に年度途中において出産休暇を取得する教員等の代替となる教員の確保が一層困難となり、年度当初の欠員以上に深刻な課題となっております。

小学校においては令和7年度まで、中学校においては令和11年度まで学級数が増加した後、減少傾向に転じていく見通しであることを踏まえ、一時的な教職員定数の増加に対応するため、一般任期付教員の募集・採用を行うことや、国による産育休者の代替教員の前倒し任用に対する定数措置の開始等といった新しい情報にも臨機に対応するなどの取組を進めております。

今後も教育委員会事務局としては、前述のとおり、社会状況の動向等を踏まえ、計画的な教員採用に加えて、臨機対応としての採用選考等を実施することにより、教員の確保に取り組んでまいります。

次に、請願事項2「2022年度は、大量の欠員状態でスタートしたことを踏まえ、3月に策定する2024年度の教員採用計画を精査すること。そして、教職員の未配置などという定数法に違反した事態が起こらないようにすること。」につきましては、今後、児童・生徒数等の減少に伴い、教職員定数が減少していく見込みであることに加え、新年度における学級数の確定は4月5日または6日であるため、前年度以前において正確な学級数を見込むことが困難であること等の諸事情を踏まえると、教職員定数と国庫負担との関係性から、義務標準法に照らして過剰な状態となる可能性を考慮し、定数の一部については、臨時的任用教員により充足することが必要となります。

教員採用計画については、請願事項1に対する考え方で示したとおり、令和6年度の募集者数決定においても、同様に最新のデータを元に策定作業を進めております。

次に、義務標準法については、資料1のとおり、学級編制及び教職員定数の標準を定めるものであるため、この未充足が直ちに法令違反であるということにはならないと考えております。

教育委員会事務局としても、学校現場における人材確保は大変重要なことと認識しておりますので、このような状況を可能な限り生じさせないよう、請願事項1に対する考え方で示した取組を継続し、引き続き人材確保に取り組んでまいります。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

説明は、以上でございます。

それでは、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

どうも、御説明ありがとうございました。

請願事項の1に関連して、学校長のヒアリングを随分、きめ細かく行っているというのが分かりましたが、校長以外の教員に対して、どういう状況かというのを聞く機会は、どのようになっているのでしょうか。

【小田嶋教育長】

どうぞ、お願いします。

【宮川教職員企画課長】

実は、管理職を中心にヒアリングを行っているということは事実としてございますが、管理職以外にも、実は今、文科省、国の動きで、教科担任制を小学校でも導入して、そのために専科教員を国の加配定数を増やしていくという動きがあります。

その中で我々は、モデル校の8校につきまして、実際の専科の教員の方、あるいは専科の教員の方が働いている、勤務している、授業している学年主任、あるいは教務主任とも、意見交換というのをトータルで年3回ほど、各校で行わせていただいたりとか、あるいは、先ほどからも御説明した学級編制の実態調査の中でも、とりわけ特別支援学級につきましては、やはり特別支援学級の担当であったり、あるいは主任であったりという方と必要に応じて、意見交換をしながら、実態の把握に努めているところでございます。

以上でございます。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

では、岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

事務局に質問したいのですが、先ほど、請願者から出された資料の中で、20代・30代の方たちの退職が多いという話がありましたけれども、その方たちに退職理由のヒアリングとかをされているのか。もしされているのだとしたら、辞職事由ということをどのように把握されているのか、教えていただけますか。

【宮川教職員企画課長】

直接、私たちが聞くという機会は正直ございませんが、学校長が、どうして辞められるのかというのは強要できない中で、可能な限り確認をした情報を我々が得ているということです。

ただ、統計的な資料はないですが、傾向といたしましては、実は先ほど資料でお示ししたとおり、全国的に教員採用試験の受験者数が減っています。

実は、教員は地元に戻る志向が強いという傾向が一般的にあると言われております。

地方の倍率は、もう2倍を切っているというような実態があり、一番多いのは転職ということでしたので、推測でございますが、家事専念等もありますけれども、やはり一番多いのは、転職の中でも、恐らく地方が受かりやすくなっている、故郷の教員になりやすくなっているということが一番大きいのかなというように、実感としては感じているところです。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかには。

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

御説明ありがとうございました。

資料6で、産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数の支援ということで、前倒しの採用はされてきているということですが、これは育休・産休の前から、期間は短いものの、その期間については、先生全体の数が上がって、マンパワーも充実していくという、こういう解釈でよろしいですか。

【宮川教職員企画課長】

はい。そういう解釈で大丈夫です。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

御説明ありがとうございました。

学校に出かけて、様々な先生方とか、あとは学年主任の声をお聞きになったと思うのですが、こちらでいうと、ユーザーである例えば保護者の声とか、その辺りは、直接聞くことはなかなか難しいかもしれないのですが、何らかの方法で、聴取したりとか、もしくは把握したりとかしていますか。

【宮川教職員企画課長】

学校運営上の課題があったときには、当然、学校内での話もありますけれども、やはり児童・生徒の指導上の課題ということになりますと、当然、保護者の方は学校が対応しますので、その保護者がどういうお考えなのか、どういう意見なのかということは、教育委員会としては学校を通じて、基本的には把握しております。

こちらの請願者の方も書かれている事例、我々も一つ一つ今回、学校名を教えていただいて、確認をさせていただきました。

やはり保護者の方のことも、十分学校長は意識していますし、しっかりと学級担任がいなくな

ったときには、またその事情等を学級だより等でも、丁寧に御説明していますし、こういう事情だということを御理解いただきながら、運営していると、我々としては理解しております。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

各委員からの御質問等にも、事務局のほうから色々と答えていただきましたし、説明を受けまして、請願事項にある学校の実態把握については、職員部が組織として、全学校の校長とのヒアリングや現場に訪問を行って、現場の状況を丁寧に把握しているのではないかなというふうに考えられます。

それから、教員の採用におきましても、社会状況の多岐にわたる動向を踏まえて、計画的に行っていると感じました。

それから、教職員の定数に関する国の動向なども注視して、臨機の対応を行っているという説明がありましたので、理解もできました。

そういったことから、本請願の取扱いについては、不採択でよいのではと考えます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

請願の取扱いということで、今、御意見をいただいたわけですが、ほかの方は、質問もまだ、はい、どうぞ。

【田中教育長職務代理者】

2点ほど、基本的な質問をさせていただいていいでしょうか。

一つは、一般任期付教員の活用というお話がありましたが、これについて、他の自治体でも行っているのかどうか。それが1点です。

もう一点は、この定数の問題、またそれとともに、それに伴う教員不足の問題というのは、それぞれの自治体で、色々お話は聞きますし、そもそもやはり、国レベルでかなり、これは国の政策としてやっていくべきことがかなり多いのではないかと思うんですけども、そもそも教員不足の課題解決を本市単独でやるのが、どの程度まで可能なのか。その辺り、もし、おありになれば、教えていただきたいと思います。2点です。

【宮川教職員企画課長】

ありがとうございます。

まず、一般任期付は、法律上、条件があります。業務量が急激に増える場合というのが一つの事例になっています。

本市は、20政令市の中でも、やはりまだまだ児童・生徒数が増えるという傾向にありますので、そういう意味では、法律の適用される自治体は少ない。さらに実際やっている自治体は、私

の認識で政令市ではないというような、全国的にもないのではないかと、調べる段階では、そのように認識しています。

2点目の教員不足というのは、御指摘のとおり、国の施策にかなり影響されるところがあります。例えば小学校の教職課程を取れる大学数のようなところも含めて、国立大学がその調整弁に過去になっていたのですが、そこが独立行政法人化されて、自由になったという形もあつたりとか、過去、大量採用のときは、教職課程を増やしたりとか、減らしたりとかがあつて、最近では増えている傾向にあります。とりわけ小学校を含めて。

ということもあるんですけど、例えば国がやるべきことというのは、附帯決議とかありましたが、35人学級といった中で、衆参両院ですけれども、例えば教職調整額、時間外手当に相当するのは4%であるのは時代遅れだというようなことは今、検討になっています。そういう意味での処遇改善みたいなところと併せて、あるいは4大でも、小学校の2種免許を取れるようにするというところが、やはり国が、しっかりと大学等とも連携して、教員免許を取りやすくするような環境づくりというものをしていかないと、我々としては、全国的に減っている中で、パイの取り合いという形になっていくのかなと。全国自治体間のパイの取り合いになっているというのが実態だと認識しております。

では、我々が何もできないかということ、そうではなくて、例えば中学校の教員は、まだ倍率が一定程度ありますので、そういう意味では中学校の教員にも専科で活用して、さらにそういう形で、公費でもいいので、小学校の免許を持ってもらって、複数のキャリアを選びやすい環境をつくっていくみたいな、自治体独自の、いわゆる教員のマルチタスク化というか、本人のキャリアプランにもよりますが、そういうことも、自治体独自ではできないのではないかと考えております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

芳川委員。

【芳川委員】

ありがとうございます。

非常にいいアイデアを聞いたような気がするのですが、なぜならば、小学校教員養成の学校は非常に少ないんですね。免許もやっぱり簡単に取れるものではないので、そういう意味では、小学校教員をすぐ増やすということは、なかなか難しいと思います。

そうすると、今お話しされたように、中学校教員に何らかの形で補助をして、小学校免許を取らせるということは、とてもいいアイデアだなと思うのですが、実際にこれから行う感じですか。それとも、既に行った実績とかございますか。

【宮川教職員企画課長】

今年度、専科教員、中学校から公募で専科教員、小学校の方のうち3名、今、公費で応募がありまして、小学校の免許を取得していただいている状況でございます。

この取組は、引き続き行っていきたいと考えております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

先ほど採用数のところで、人員計画が社会状況を見ながらというお話があったんですけども、色々なところで、今、民間企業等といっても、人員不足というのは、すごく深刻な問題があります。

それから、先ほど代替要員という話があったのですが、育休の臨任ですが、育休の多分女性の方が非常に多いとは思いますが、昨今、増えているのが男性の育休取得です。これは厚労省でも、男性の育休取得を推進しているような背景もあって、若い方たちがそれをやるのが当たり前だと今思ってきています。

そういった意味で、社会状況のトレンドといったところで、学校内とか、あるいは教育現場だけではなくて、ほかの業種も含めて、その年代の方たちのトレンドを踏まえながら、先取りの人員計画をぜひお願いしたいと思います。

請願者のほうからお話がありましたけれども、来年度の計画というのと、すぐに対応しなければいけないんですけども、再来年度とか、その先の中期計画、長期計画を立てるときに、ぜひ、世の中のトレンドとか、それから国の施策、男性の育児休暇とか、そういったことを踏まえながらの計画ということで、ぜひお願いしていただけたらと思うのですが、この辺り、民間と違うところというのが、学校はほかからの募集というのがなかなか難しいというところがあるんですけども、先ほどの中学校からの転用というのがありましたように、ほかに考えられるものがあるのでしょうか。

【宮川教職員企画課長】

先ほどもあった中長期的な取組というのは、我々、児童・生徒数の推計を常に見ているので、少なくとも6年先までは、我々が見据えた中でやらなければいけないものだと思っています。

公にはできませんが、状況が日々変わりますので、そのような状況も見ながら、毎年の作業計画というのを立てているという状況でございます。

また、先を見据えた、社会情勢の変化を見据えてということですが、やはり一番大きいのは、教員が、全体数が減ってきている。採用倍数が減って、小学校、とりわけ小学校にいらっしゃる臨時的任用職員をやる方が、正規に変わったり、全国的に見ると、そういう状況にあって、とりわけ年度途中でも、対応というのは非常に難しいというのが認識でございます。

先ほど、中学校の教員が小学校の免許を取得したという話がありましたが、あえて、これはお答えになっているか分かりませんが、やはり育児休業を早期に復職していただくような、育児短時間の積極的導入というのを今行っております。そういう方たちも使って、復職しやすい環境づくりとか、その方たちも働けるよというような雰囲気づくりというのも、一つ必要なのではないかなと。

パパ育の対応については、非常に我々も苦慮しているという状況で、現段階で効果がある具体的な対策というのは、今のところ、考えられていないという実態でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。
続けてどうぞ。

【岩切委員】

教員数が減っているというところで、入り口のところから、もう厳しい状況だというのが聞こえてきたんですけれども、結構教員を希望していても、採用が決まるのが遅いので、ほかを第一希望にするという話もよく学生さんから聞く話なんですね。

その辺、何か対応策とか、考えているものはありますか。

【西田教職員人事課担当課長】

現在、文科省が主導で、全国の自治体と教員採用試験の早期化、また複線化に関する、在り方に関する協議会というのをやっているところでございます。

そういった意味で、全国的な各自治体の状況とか、そういったものを踏まえた形で、私どもも、新たな取組も検討していかないといけないと考えているところでございます。

【小田嶋教育長】

質問はよろしいでしょうか。
芳川委員。

【芳川委員】

度々すみません。

今のお話で、教員になる人、数がどんどん少なくなっている、一つ想像するには、やはり大学における教員養成、特に小学校とかということなのですけれども、世間一般的に働き方がかなり厳しいと言われて、そのイメージが、少し強く出てしまっている感じがしていて、そこが一つ、いわゆる風評被害みたいな感じがあるのと、あと、もしかして、実は大学の育てる側がきちんとした教員を育てたいというところで、結構厳しい授業制限であったりとか、いわゆる育てる側の条件と、実は現場との遊離みたいなものが、想像できるかなと思うんですが、そこはいわゆる委員会とか、あるいは川崎市と大学とのそういう細かい話合いとか、その辺りは何か行っていますか。

【宮川教職員企画課長】

実は、法律改正で大学と連携していくというか、人材育成について協議しなければいけない状況になっていまして、数年前から、大学と教育委員会で、人材育成の指標とか、そういうことで協議会を設けているところでございます。

そういうところで、様々な課題について、人材育成というものが中心になりますけれども、そういう中で様々な意見交換、採用試験の制度も含めて、色々と意見交換はしているところでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

先ほどの事務局からの説明と今の質疑のやり取りで、川崎の取組、また川崎の実態や、特徴、そういったものは御理解いただけたかと思います。

先ほど、請願に関する取扱い、またこの後、改めて御意見を伺いたいと思いますけれども、石井委員から、学校の実態把握に努めていることを確認できたということと、あと国の動向等も踏まえ、また社会状況も踏まえて臨機に対応している。

そういうところでは、やるべきことはやっていたらいるというところで、不採択でいいのではないかという御意見いただきました。

ほかの委員の方、請願の取扱いについて、御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、岩切委員、お願いします。

【岩切委員】

先ほど来、お話を伺っている中で、教員不足というのが、川崎市独自の問題ではなく全国的な問題であるということ。

それから、川崎市の場合は、児童・生徒数が増加傾向にあつて、さらに多くの教員を確保しなければいけないという状況で、現在事務局も説明いただきましたように、様々な考慮とか、それから、臨時的任用制度の一時的活用というようなことを行っているということが分かったかと思えます。

正規の職員の比率ですか、先ほど示していただいた中で、高いところにはあるんですけども、川崎市の場合、やっぱりまた増えていますので、ぜひここも継続的な努力をお願いしたいと思います。

今回の未配置の状況も対象ということで考えましたところ、請願者のおっしゃる気持ち、非常に私も理解できますし、それから保護者の方の立場から聞くと、担任の先生が不在ということは、非常に不安がおありになると思うんですけども、適正な配置を今行っていると理解しておりますので、今回の請願に関しては、不採択でよいかと考えています。

【小田嶋教育長】

ほかの委員の方、もう一方、お願いできたらなど。

田中委員、どうぞ。

【田中教育長職務代理者】

色々と、今、質疑応答の中で、随分お聞きしましたけれども、全国的にどうしても今の時代には、教員採用選考試験の受験者数が減少しているということで、各自治体それぞれなりに努力はしているわけですけども、今後、教員をきちんと確保していくことというためには、そしてまた、せっかく魅力を持って教師になってくれた若い人が、途中で大変になって辞めてしまうというこということを防ぐためにも、教師という仕事が、魅力的な職業になっていかなければいけないということを痛感いたしております。

川崎市においては、先ほどのお話にもありましたように、大学との連携をしながら進めているとか、実は私の大学も、教員養成課程を持っていて、かなりの学生が教師になっていますけれども、学生に聞いてみますと、川崎はかなり研修が充実しているというので魅力的だという話が随分出てきます。

ですから、希望者が割といるわけですが、ただ、やはり入ってから、職場の環境がよくなっていかないと、そのまま続けることができないということがありますので、教育委員会としても、働き方改革の取組をさらに充実するとか、研修をまたさらに充実して、やりがいのある仕事にしていくということ、その辺りのサポートを現状でもやっていると、今、認識していますけれども、今後、さらにその辺り、力を入れなければいけないということが、今感じられるところではあります。

そのようなことを踏まえてみると、請願者の方の問題意識は非常によく分かって、私も本当に重要なことだということは、改めて、今、認識しておりますけれども、これまで川崎市がこれらについて取組を進めているということは事実として、今認めておまして、また今後の方向も進めていくというようなことが重要になってきていて、その方向で進めているものですから、今回の請願については、私も不採択でよいのではないかと考えております。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

事務局の説明、あと皆さんの今のお話の中で、教員不足の問題というのは本当に非常に重要でありますし、当然のことながら、未充足の状態というものは、できる限り減らしていかないとけないという、そういう認識では皆さんも一致していると思います。

そういう認識と、これまでの審議を踏まえて、請願の取扱いを決定してまいりたいと思います。

私のほうで、少しまとめさせていただいていますが、請願事項1につきましては、職員部において、学校現場の実態把握を適切に行っているということ。

また、教員の人材確保に当たっては、計画的な対応、また状況に応じた対応を総合的に行っているということが確認できたかと思えます。

請願事項の2につきましては、これまでも教員採用に当たっては、社会状況を踏まえて、適切に行ってきたということ。そのようなことが確認できたかと思えます。

これらの点を踏まえて、現状においても、人材確保に向けた取組を適切に進めているということ、また教員採用に当たっては、今後も計画的かつ社会状況を踏まえて行っていくということ。

以上のような状況を総合的に勘案して、本請願の取扱いとしては、不採択としたいと考えますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

(傍聴人による傍聴席からの発言)

【小田嶋教育長】

発言は控えてください。

(傍聴人による傍聴席からの発言)

【小田嶋教育長】

不規則な発言は控えていただきたいと思います。

9 議事事項

議案第51号 川崎市図書館規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項に入ります。

「議案第51号 川崎市図書館規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【山口生涯学習推進課担当課長】

それでは、議案第51号「川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の規則改正の概要につきまして、ファイルナンバー「03-1」議案第51号資料「川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について」を御覧ください。

初めに、1 改正内容でございますが、令和5年3月21日から非接触・非来館型の新たなサービスとして「かわさき電子図書館」を試行実施するため、川崎市立図書館規則（平成2年川崎市教育委員会規則第15号）の一部改正を行うものでございます。

2 電子図書館サービス試行実施の趣旨についてでございますが、市立図書館では、利用者の利便性向上のため、令和5年度に予定している図書館情報システムの更新に合わせ電子書籍の貸出しを検討してまいりました。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による社会的なニーズの高まりを踏まえ、国の交付金を活用することにより導入を前倒しし、令和5年3月21日から試行実施するものでございます。

なお、試行期間をおおむね1年程度とし、新システムと連携した本格実施に向けて、利用者アンケート調査等により検証を行ってまいります。

3 試行実施の内容についてでございますが、(1) 利用対象者は、市内に在住、在勤または在学中で「川崎市立図書館貸出カード」の交付を受けた方といたします。

(2) 貸出し数量は3点以内で、貸出し期間は15日以内といたします。

(3) 利用方法でございますが、ア 利用登録につきましては、サービス開始に当たり、利用対象者に「かわさき電子図書館」のID（図書館貸出カード番号）及び初期パスワードを付与い

たします。また新規利用者に対し、貸出カード登録時に初期パスワードを付与いたします。

イ 「かわさき電子図書館」へのアクセス及び電子書籍の利用でございますが、利用者は、パソコンやスマートフォン、タブレット等からインターネット経由で「かわさき電子図書館」のサイトにアクセスし、ID、パスワードの認証により貸出し・返却、予約、試し読み等が可能となります。なお、貸出し期間が過ぎると自動的に返却されます。

ウ 利用料は無料でございますが、インターネットへの接続料は利用者に御負担いただきます。

次に、(4) 電子書籍の内容等でございますが、ア 数量は、一般用が4,000点(4,000タイトル)、児童用は1,000点(500～600タイトル)とし、児童用の一部は複数用意いたします。

イ 種類は、全てライセンス期限のない買い切り型を購入いたします。

ウ 特徴といたしまして、電子書籍ならではのオーディオブック、動く絵本等も収集する予定でございます。

続いて、2ページを御覧ください。

4 学校の読書活動等への活用についてでございますが、(1) GIGA端末を活用した電子書籍による読書活動の推進を想定しておりまして、(2) 令和5年度には東大島小学校・南河原中学校をモデル校に選定する予定でございます。また、(3) 令和5年度予算で児童書の読み放題パック(100冊)を追加購入する予定でございます。

5 広報についてでございますが、(1) 市立小学校・中学校の児童生徒全員へのチラシ配布を3月上旬に予定しております。また、(2) 市ホームページ及び図書館ホームページ、図書館だより、館内でのポスター掲示等のほか、(3) 市民利用施設・駅等でのポスター掲示、チラシ配布等により広く広報・周知に努めてまいりたいと存じます。

それでは、引き続き、議案の詳細について御説明いたします。

ファイルナンバー「03-2_議案第51号」の4ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「電子書籍の収集等を川崎市立図書館の事業とし、その館外貸出しを実施するため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、5ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第2条の改正でございますが、電子書籍の収集等を、新たに川崎市立図書館の事業とすることを定めるものでございます。

続いて、6ページにまたがる第6条の改正でございますが、電子書籍の貸出しを受けることができる者の条件に関する規定を新たに設けるものでございます。

続いて、7ページにまたがる第9条の改正でございますが、電子書籍の貸出しには、貸出カードの提示は不要とする旨、定めるものでございます。

第10条の改正でございますが、電子書籍の貸出し区分、数量及び期間に関する規定を新たに設けるものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和5年3月21日とする旨、定めることといたします。

議案第51号の説明につきましては、以上でございます。

御審議の程、よろしく御願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等があれば、お願いいたします。
岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。
新しい試みで、非常にいいなと思いました。
対象図書館は、全ての図書館になるのか、どこか一定になるのかということと、それから、仕様の端末は、どのような設定をしているかということについて、お聞かせください。

【小島中原図書館長】

まず、図書館につきましては、川崎市立図書館のカードは、全館共通になっておりますので、図書館の登録をしていただいている方であれば、在住、在勤、在学の方に限らせていただいておりますけれども、その方々は、電子書籍の御利用をいただくことができますので、館ごとという考え方はございません。

また、システムについてですけど、こちらは皆さんがお持ちのスマートフォンであったり、パソコンであったりで、ネットで図書館ホームページからアクセスをして、使うことができるようになりますので、一般的に検索ができるものをお持ちであれば、どなたでも御利用いただけるものと考えております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

私から、児童用の1,000点で、500～700タイトルというのは、これは多シリーズもので、1巻から3巻があるとか、そんなような捉え方でよろしいでしょうか。

【小島中原図書館長】

ありがとうございます。

こちらにつきましては、タイトル、コンテンツと呼んでおりますけれども、1コンテンツが1利用になってしまいますので、児童の場合には、やはり同じタイトルのものを複数の方に、お読みいただける機会を増やそうということで、コンテンツを増やしているということになります。点数が、1,000点なんですけれども、その中で選んでいるタイトルを一つではなくて二つ選ぶ。そうすることによって、利用される方が一人読んでいらしても、もう一つ使うことができるということになります。

ただ、一般書につきましては、これは、まずは1点ずつを購入して御提供するというようになっておりますので、児童の場合と一般の場合には、少し考え方として、より広く皆さんに使っていただきたいということで、一般的に図書館では複本という言い方をしておりますけれども、複数買っていくために、点数とタイトル数に若干開きがあるということでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

はい、分かりました。ありがとうございます。
ほかにはいかがでしょう。
石井委員。

【石井委員】

電子書籍の内容で、買い切りで購入されるということは、そうすると廃棄されないで、どんどん、ほぼ未来永劫にたまっていくという感じでしょうか。

【小島中原図書館長】

そのとおりでございます。買い切りのものですので、その業者、今契約している業者がその事業を止めない限りにおきましては、ずっと使えるというようになっております。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいですか。
それでは、議案第51号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第51号は、原案のとおり可決といたします。
以下、非公開となります。

<以下、非公開>

10 報告事項Ⅱ

報告事項No. 2 令和5年度教員採用候補者選考試験について

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項No. 2 令和5年度教員採用候補者選考試験について」の説明を、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

【西田教職員人事課担当課長】

報告事項No. 2「令和5年度 教員採用候補者選考試験について」御説明させていただきます。

教員志望者の全国的な減少傾向の中、優れた人材、多様な人材の確保を図るため、また採用試

験の時期が遅いことを理由に学生が本市の教員になることを諦めることがないように、令和5年度川崎市立学校教員採用候補者選考試験において、新たな取組を行いますので御報告します。

1の大学推薦による3年生選考試験の実施についてです。

(1) 募集対象・募集人員でございますが、小学校30名程度となります。

(2) 対象となる大学ですが、小学校一種普通免許状取得の課程認定を受けている大学とします。

(3) 第一次試験免除者の選考ですが、大学から提出された書類の内容を総合的に評価し、免除者を選考します。免除者とならなかった者は、令和5年度の教員採用試験を受験することはできません。

(4) 二次試験ですが、第一次試験が免除された者は、令和5年7月9日日曜日、第一次試験日に小論文Bを受験します。受験会場は、川崎会場のほか、地方会場も希望できます。8月中旬に面接試験として、集団討論と個人面接を受験します。

(5) 合格発表ですが、10月13日金曜日の予定です。合格者は、令和7年度川崎市立学校教員採用候補者名簿に登載されます。不合格の場合でも、翌年度の選考試験を受験することができます。

(6) 採用までの流れの表にあるとおり、大学3年生の10月に合格した場合、一年半後の採用が決まることとなります。現在のところ、全国で一番早く内定がもらえる自治体となります。

合格後ですが、令和5年12月から令和6年8月の期間に、希望者を対象とした研修を行う予定です。

学校現場での研修やカリキュラムセンターによる集合研修などを通して、学校で十分に力を発揮できる優秀な人材を育成することを目的とします。

2ページ目を御覧ください。

2の大学推薦による大学4年生の選考試験の対象大学の拡大です。

中学校の免許取得ができる大学に在学しながら、提携している通信制の大学で、小学校免許を取得見込みの学生にも小学校区分での受験を可能にしたものです。いわゆるダブルスクールで教員免許取得を目指し、意欲的に学んでいる学生に門戸を広げ、より多くの学生に受験してもらう制度を設けました。

次に、3の特別選考区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの受験資格となる勤務経験期間の拡大についてです。

多様で豊かな経験を持った人材に活躍してもらうことを狙い、また子育てや介護等の事情により中途退職された方などが、正規教員として復帰しやすくするために、全ての特別選考区分の対象となる勤務経験の期間を直近10年間で通算1年以上に拡大しました。

例年4月の教育委員会にて御報告させていただいておりますが、大学3年生対象の採用試験という大きな制度変更を行いますので、本日の御報告とさせていただきました。募集人数を含む、また試験内容、募集案内ですが、4月上旬の公開になりますので、改めて4月に御報告させていただきます。

来年度も、子どもたちに寄り添い、子どもの思いや願いを受け止め、子どもに意欲と感動を生み出していくような、教員としての適性ある人材の採用に努めてまいります。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

大変面白い試みかなと思います。

先ほど、もしこれが実現すると、全国に先駆けて一番早い内定という話がありましたけど、このような取組をやっている自治体は他にあるどうか、そういうことを教えていただけますか。

【西田教職員人事課担当課長】

実は、一番早く東京都が1月13日付けで3年生試験をやりますということを公開されました。

それに続いて、続々と出ているんですが、2月に入りまして、相模原市、横浜市、また地方ですが、福井県が昨日、公開しました。そして、富山のほうも2月中旬に実施に変更。

ただ、実施の方法は様々ございまして、福井、富山、東京、相模原は、3年生のうちに一次試験の全部、もしくは一部を受験するというところなんです。4年次に二次試験を受験するというような形だそうです。

横浜が、私も川崎と同様で、小学校のみ大学推薦で受験をし、横浜のほうは4月ですね、大学3年の成績審査をして、そして4月に、最終的に合格内定を出すというところになります。

【岩切委員】

すみません。今のお話ですと、川崎の場合には、3年生中にもう内定が出てしまうという、そういうことですね。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

御説明ありがとうございます。

非常に面白い取組で非常に期待しているのですが、想像していきますと、大学3年生の5月ということですから、多分大学の中では、教職課程の科目が、一般的な部分を中心として、1年生、2年生で学んで、各教科に関する教科法であったりするのは、まだ学んでいなくて、3年生は介護実習が入り、教育実習というところで、そういう意味では、大学でどのような推薦の基準を出されてくるのかとか、そこが、つまり一般教養的なもの、かなり成績の中に入ったりとかしている感じですので、そこが一つのチャレンジでもあるという気がするのですが、そこについて、どのようにお考えですか。

【西田教職員人事課担当課長】

大学の学びというカリキュラムの点と整合性、なかなか難しい問題だとは認識しています。

ただ、大学から御推薦いただく際に、やっぱりお人柄であるとか、取り組んでいる活動とか、そういった部分の要素も、こちらには伝えていただくような形にしていますので、教員としての

素地というか、持っている資質という部分は十分こちらで見させていただけるのではないかと思っております。

また、試験科目を先ほどお伝えしましたが、集団討論というような形になりますので、ディスカッションの中で、学生の資質、力量は見させていただいて、のびしろというのでしょうか、その辺りを見極めていきたいとは思っています。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【芳川委員】

ありがとうございます。

そうしますと、よく分からないので教えていただきたいのですが、教育実習の意味はどんな感じ、位置づけになるのかなと思います、お願いします。

【西田教職員人事課担当課長】

教育実習、非常に大切なものになると思うのですが、例えば川崎市外から受験していただく方が、川崎で合格を出されてということになったときに、例えば教育実習を川崎の学校でしたいというような学生の希望も当然出てくると思いますので、そういった希望は受入調整をして、早く川崎の学校を知っていただくような、何か取組を取っていきたく、今のところは検討しています。

その辺り、川崎の学校を知っていただくということで、学生の不安もまたなくなるでしょうし、この学生を育てていかななくてはという気持ちも高まるのではないかと期待しています。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【芳川委員】

すみません。ありがとうございます。

そうであれば、むしろ川崎の学校で実習することを推奨するぐらいに、多分そのような感じにしていくと早めに川崎市の学校を知っていただけますし、より愛着が学生側も生まれてくるのではないかなという気がしますので。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

実習だと、ある程度の期間の長さがあり、居住しなくてはいけないことも出てくるので、課題は色々あるかと思いますが、御意見としてしっかり受け止めていただければと思います。

ほかには、よろしいでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。

とにかく意欲的でいい教師を早く確保しようという、非常に前向きな方向でいいと思います。

そういう点で、賛成できる点を二つ、それから一方で、心配な点を三つ申し上げます。

まず賛成できる点は、私どもの大学も教員養成課程を持っていて、川崎市にも随分採用していただいているわけですが、そういう経験から見ると、3年次の夏から秋にかけて決まるということは、かなり学生が落ち着いて、その後の大学生活を送ることができるんですね。

私どものところで言いますと、かなり意欲が1年次からはっきりしていて、比較的成績もよく、前向きに子ども相手のボランティア活動もやっているといる学生は、3年次から4年次にかけて、それほど進路変更はなく、ずっと教師志望で突き進むという傾向が強いので、そういう点では、この時期に決めてあげられれば、その後落ち着いて学校でボランティア活動などをやりながら、採用時の4月に向けて、1年間以上は学校で慣れていくということが可能になりますので、いきなり卒業して、担任を持って、慣れない中で、あたふたしなければいけないという事態を防げるのかなという気がしますので、教師に向けて慣れていく時期を安心して持てるという点でいいかなと思います。それが一つです。

もう一つは、卒業論文のことを考えると、現状の4年生の10月に発表となってくると、卒業論文を落ち着いてやれないという状況もあって、教師に向けて一生懸命やろうとする学生は、やはり学校をフィールドにしながら優れた卒業論文を書くのですが、どうしても期間が短くなってしまいますので、なかなか本人が納得できる成果まで行っているかどうか、心配なときもあるのです。その点、3年の秋に決まれば、そこから後、教師で働く前に、まずは学校で調査をしながら、卒業論文として学校教育の問題に取り組んで、研究的な成果も上げて、4月から働くというので、そういう点でもいいかなと思います。ですから、落ち着いて、教師になるために実践面でも、研究面でも準備ができるという辺りがいいと考えました。

一方、少し心配な点は三つあるのですが、これが大学推薦ということは、ほぼ合格が決まる。要するに、推薦をされてきた学生の何割が採用されるのかということによって、小論文と面接が夏にあるわけですが、一般の採用に向けての学生の行動を見てみると、4年生の前期から夏休みにかけては、もう本当に論文試験の勉強と面接の、お互い学生同士でトレーニングし合っているというので、相当時間を使うんですね。ですから、3年生のこの時期に小論文と面接となってくると、前期の授業が、ちゃんと落ち着いて受けられるかどうかというのが心配です。ですから、この3年生で採用を決めるやり方が、どれほどの倍率になるのか、競争になるのかということによっては、3年生の前期の学生の大学での学修が心配だというのが一つあります。

もう一つは、今、芳川委員から言われたことと関係してくるのですが、3年生で、この時期に決まったときに、川崎で実習をやろうとか、あるいは川崎で研修とか、できるだけ川崎でボランティア活動をやってほしいというようになってくると、今度は、3年生の後期とか、4年生の前期にかけての学生の大学での学業に少し影響があるのではないかとこのものも、また逆に心配になるんですね。先ほどは、落ち着いてボランティアをやるからいいと言ったのですが、ただ一方で、川崎でそれをやらなくてはいけないとなってくると、授業への影響も心配だというのが、心配の点の2点目です。

それから3点目は、はっきり進路が決まっている学生はいいのですが、案外、3年の秋に決まったときに、まだまだ企業に行ってみようとか、進路変更の可能性もなきにしもあらずで、その辺りは大学推薦となると、通常は変更できないと思うのですが、やはりそれは、変更は許さ

れないというようにするのか、その辺りが気になるので、教えていただければと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

では、最後の点について、お願いします。

【西田教職員人事課担当課長】

3年生試験をするに当たって、色々な自治体と情報交換する中で、やはり4年次での進路変更という部分は、非常に大きな問題かと思えます。

できれば、迷いつつある学生さんは、意志を早く決めていただく方向に向かっていただくのが望ましいのですが、そういった意味もあるのですけれども、一応、大学推薦を取ったということで、田中委員がおっしゃるとおり、川崎を第一志望と結論づけて受けていただく方ということになりますので、川崎のほうでお迎えしたいと。ほかの自治体に行かないでくださいというお約束で、大学との約束で、推薦を受け取りたいと思っています。

【小田嶋教育長】

よろしいですか、田中委員。

【田中教育長職務代理者】

ほかの自治体というのは、もう許されないというのはよく分かるんですけど、教師という職業そのものに疑問を感じ、その後、企業に行きたいとか、公務員になりたいとなったときに、やはり進路変更ができないのしょうけど、その辺りが気になるということです。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

ほかには、芳川委員。

【芳川委員】

何回も申し訳ありません。

今の田中委員のお話にちょっとつながっていて、実は、ある統計調査を見ていると、大学生は教育実習の後にやる気をなくすという、つまり、学校の実態に合ったところで、自分は実は向いていないのではないかとか、私も教育実習員を何年間もやったりとかしているのですが、初めて教員目線で、もう一回学校を見詰めたりとかするわけです。そうすると、そこで実際に学校をもう一回捉え直して、自分自身が向いているかどうかと捉え直していくので、そうすると、いわゆる合格したのだけれども、推薦をもらったのだけれども、でも実は向いていないかもという違う葛藤が、さらにそこで出てくる可能性があるのかなと思っていて、そういう意味では、先ほど教育実習でというところが、結構大きな決め手になっているのではないかなという気がしましたので、その辺りを考慮していただけるとありがたいと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

貴重な御意見だと思いますので、そういったことを踏まえて、実施して、また課題等があれば、しっかりそれに対応していくように考えていただければと思います。

岩切委員。

【岩切委員】

先ほど、芳川先生のほうからもございましたけれども、教育実習でやる気をなくしてしまう人もいれば、逆にそこですごく面白いと思う人も結構いらっしゃると思うんですね。

先ほどの芳川先生の質問のものなんですけれど、学校の教育実習というのが、本人にとっても、学校側にとっても、いい試金石というか、体験的な経験になるので、その生かし方というのが、私の中でもまだまだやもやしている部分です。

それから、ある統計によると、教師になりたいと思っている方というのが、大体、大学入試前に既に決まっているというお話もあるので、そういう方の中から、きっとこの大学推薦選考の方が出てくるのではないかなと想像しているんですね。

ただ、その中で、進路変更であるとか、何かどうしても辞退なんていう話があった場合、逆に何か縛りで、3年間は絶対に働いてくださいとか、そういうものを何かつくるのか、つくらないのか分からないのですけれども、そういったことは考えていらっしゃるのかどうか、その辺り教えていただければと思いました。

【西田教職員人事課担当課長】

大学推薦ですので、大学を通して学生様と本市のほうで、川崎で働いていただくというお約束で受けていただきますけれども、当然のごとく、御家庭の事情とかで御辞退するケースも、今までもなきにしもあらずで、その辺りは、3年間働き続けろということは言いませんので、柔軟に対応していかざるを得ないと思っております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【岩切委員】

はい。

【田中教育長職務代理者】

長くなって申し訳ないです。

1点だけ。すみません、気になって。

芳川委員のお話を今聞いて、改めて、確かに実習というのは非常に大きいんですね。その実習の前に決めてしまうということのリスクも考えなければいけないという気がしました。

ただ、今の大学推薦の在り方は、4月当初に大学から推薦を出して、試験の時期は同じ夏ですよ。ですから、もし、年度末でこれは無理だというなら別ですけども、大学の授業も大体終わる2月とか3月に、特別枠で、今お考えの3年時の採用を決めるというのであれば、実習も終わっていて、またほかの一般の入試よりも早く3年時の年度内に合格が決まるというので、両方実

習の経験をし、しかも早めに決まるということができるとかなと思ったのですが、そのような可能性はあるのかどうかというのをお聞きできればと思います。

【西田教職員人事課担当課長】

今のところ、想定としては正直考えておりませんでした。

ただ、教育実習、特に小学校課程の大学は、3年時の秋にやる大学が非常に多いですので、何かしら、その教育実習に向けたものというのでしょうか。学生に対するアプローチは考えていけないといけないということで、何か方策を検討していかなければいけないという思いでおります。貴重な御意見をありがとうございます。

【小田嶋教育長】

それでは、よろしいでしょうか。

では、報告事項No. 2について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2には承認いたします。

報告事項No. 3 令和4年度中学校給食に関するアンケートの集計結果について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 令和4年度中学校給食に関するアンケートの集計結果について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

【大島健康給食推進課担当課長】

それでは、令和4年度「中学校給食に関するアンケート」の集計結果について、御説明いたします。

ファイルナンバー「05_報告事項No. 3 令和4年度「中学校給食に関するアンケート」集計結果」を御覧ください。

生徒、保護者、教職員向けに、中学校給食に関するアンケートを令和5年1月16日から1月29日まで実施し、集計結果がまとまりましたので、御報告をいたします。

初めに、「アンケートの目的」でございますが、「中学校完全給食における当初目的である、【とにかく「おいしい」】、【自然と「健康」になる】、【みんなが「大好きな」中学校給食】というコンセプトについて、達成状況の確認と新たな課題把握を目的とする。」ものでございます。

「調査対象」でございますが、学校給食センター配送対象校48校から抽出いたしました、各区2校及び自校調理校に在籍する生徒「各学年1クラス」及びその保護者、並びに教職員を対象といたしました。

「質問概要」でございますが、生徒・保護者・教職員にそれぞれ、設問項目を設定いたしました。

「調査方法」は、「Googleフォームによる無記名式のオンラインアンケート」でございます。

「経緯等」でございますが、本市では、完全給食の導入に伴い、平成28年度に自校調理校、平成29年度に学校給食センター配送校にアンケートを実施しました。完全給食の開始から5年目の節目に、現在の中学校における完全給食の課題把握などを目的として実施したものでございます。

それでは、アンケートの各項目について御説明いたしますので、4ページの「生徒のアンケート結果」を御覧ください。

回答をいただいた生徒の学年、学校の所在する区については、記載のとおりで回答数は2,002名でございます。

5ページです。「給食の味」については、「おいしい」が53.7%、これに「どちらかといえば、おいしい」の36.3%を合わせますと、合計で90%の生徒がおいしいと回答しております。

平成29年度に実施した前回の調査では、「おいしい」「どちらかといえば、おいしい」を合計すると83.6%で、6.4%の増加、「おいしい」のみで比較すると、17.8%の増加がございました。

一方、「どちらかといえば、おいしくない」、「おいしくない」と回答した生徒に、その理由を伺ったところ、「味や風味が好みでない」、「食材の質がよくない」などの意見がございました。

6ページを御覧ください。

「給食の量」については、「ちょうどよい」が50.2%となっており、「多い」、「やや多い」が合計で37.7%と、量が多いと感じる生徒が一定数いることが分かりました。

「給食の味付け」については、「ちょうどよい」が74.3%でございます。

7ページです。「給食を残さずに食べているか」については、「いつも残さず全部食べている」が54.6%。給食を残す理由については、「嫌いな物があるから」が570件と最も多く、「給食時間が短いから」という意見がありました。

食べ残す食品について伺ったところ、最も多かった回答は「ごはん」で329件でございました。

8ページです。「中学校給食」については、「よい」、「どちらかといえばよい」を合計すると88.7%でした。

「給食がよい理由」について、最も多かった回答は、「献立に変化があり、色々な食材をバランスよく食べることができるから」が905件でございました。

「給食がよくない理由」では、最も多かった回答は「おいしくないから」が130件でした。

9ページです。現在学校で使用している、「配膳用の共通エプロン」については、「すでにマイエプロンを使用しているが、このままがよい」、「学校のエプロンを使用しているがマイエプロンがよい」を合計して、39.4%の生徒がマイエプロンを希望していることが分かりました。

「学校で用意されたエプロンがよい」理由で最も多かった回答は、「忘れる可能性がある」が787件でした。

「マイエプロンがよい」理由で最も多かった回答は、「他の人が使ったエプロンを使いたくない

から」が255件で、新型コロナウイルス感染症の影響により、エプロンの使い回しに不安を感じる生徒がいることが分かりました。

10ページです。「献立表等」については、「いつも見ている」、「ときどき見ている」が合計で62.3%、「献立表等を見ていない理由」については、最も多かったのは「興味関心がないから」で、513件でございました。

11ページです。「好きな献立」については、表のとおり人気のあった献立から順にまとめておりますので、後ほど御参照ください。

12ページです。「食器の取扱いに関する工夫」で最も多かった回答は、「割れないように気を付けながら、準備や片付けの運搬中は二人で運んでいる」が1,024件、「磁器食器とプラスチック食器」については、「今のまま両方の利点を生かす方がよい」、「強化磁器食器がよい」が合計78.8%で、磁器食器の食育について、生徒に一定の理解をいただいていると考えております。

13ページです。「配膳方法や用具で困っていること」については、「困っていることはない」が87.3%。「困っている」と回答した生徒に理由を伺ったところ、多かったものとしては用具に関する事で、132件でございました。

14ページです。「家庭の中での話題」については、食事のマナーや食べ物について、「よく話題になる」、「ときどき話題になる」が合計で49.9%でした。「朝食の喫食率」については、「毎日食べる」が72%でございました。

15ページです。「朝食の内容」を確認したところ、「主食と主菜」というバランスのよい朝食を取っている割合は29.6%、次いで「主食だけ」が53.2%でした。「朝食を誰と食べるか」については、「ひとりで」が37%でございました。

16ページです。「かわさきそだち」の野菜の認知度については、「知っている」が51.1%、「かわさきそだちの野菜についてどう感じているか」は、「市内で野菜を作っていることに驚いた」が953件と最も多く、次いで939件で「野菜を作っている人に感謝した」となっており、地場産物の使用による食育の効果が現れているものと考えております。

17ページです。令和4年度からの新たな取組である、「献立コンクールにおける生徒投票」について確認したところ、「自分の食べたい献立に投票できるのがよかった」が26.8%、「献立の応募はしなかったが、コンクールに参加している気持ちになれた」が15.7%でございました。「コロナで大きく変わった給食」で最も多かった回答は、「給食が楽しくない」で739件でした。

18ページです。生徒編の最後に、自由記入欄に記入のあった意見・要望を整理してございますので、後ほど御参照ください。

20ページをお願いいたします。「保護者のアンケート結果」でございます。

回答いただきました保護者の居住区については、御覧のとおりでございます。

「給食をどう思うか」については、「よい」、「どちらかといえばよい」を合わせて95.7%でございました。

21ページです。「給食がよい理由」については、「中学生の栄養バランスに配慮されているから」が642件と、最も多くなっております。「給食がよくない理由」については、「食べさせたいと思う献立がないから」が15件のほか、小学校と比べると味つけがよくないなどの意見がございました。

22ページです。「食育」については、「関心がある」、「どちらかといえば関心がある」が93.

1%、「心がけている食習慣」については、「規則正しく1日3食べる」ことが最も多く、703件でした。

23ページです。「食習慣などについての心配」については、一番多かったのは「偏食」で542件、2番目に多かった回答は「欠食」で172件でした。

「中学校給食の喫食に伴う家庭での変化」については、「特に無い」との回答を除き、一番多かった回答は「食べ物の話題が増えた」が273件、2番目に多かった回答は「嫌いなものを食べようとするようになった」が217件で、その他合計801件の好転の状況が確認できました。

24ページです。「献立表など」については、「見ている」と「ときどき見ている」を合わせて83.3%、また、「献立表等の活用法」としては、「献立や食材を確認している」、「家庭での食事作りの参考にしている」との回答が多くを占めていました。

25ページです。「献立表を見ない理由」については、「特にみる必要がない」、「配られていることを知らない」のほか、「栄養バランスが整っていると信頼しているから」などの回答もございました。「給食レシピやレシピ動画」については、「ほとんど見ていない」と「まったく見ていない」を合わせて87.6%でございました。

26ページです。次に、「“かわさきそだち”の野菜」については、「知っている」が57.5%、「年間の給食実施回数」については、「このままでよい」が74.8%、「増やしてほしい」が24.9%となっており、保護者の99.7%が現状か、それ以上の給食実施を望む状況でございました。

27ページです。「給食の回数を増やしてほしい理由」については、最も多かった回答は、「お弁当の準備に手間がかかる」が142件、「給食の回数を減らしてほしい」と回答した方は4名でしたが、「あまり美味しくないと耳にするから」という意見がありました。

「磁器食器とプラスチック食器」については、「今のまま両方の利点を生かす方がよい」、「強化磁器食器がよい」が合計95.1%で、磁器食器の食育について、保護者にも御理解をいただいていると考えております。

28ページです。「配膳用のエプロン」については、「学校で用意されたものがよい」、が55.5%、「マイエプロンを使用したい」が44.5%で、生徒と同じく約4割の保護者がマイエプロンを希望していることが分かりました。

「学校で用意されたエプロンがよい」理由で最も多かった回答は、「エプロンの用意が負担だから」で205件、「マイエプロンがよい」理由で最も多かった回答は、「気遣いがいらぬから」が159件で、次いで「衛生的で安心できるから」が120件のほか、「柔軟剤の香りが苦痛」に感じる方は生徒より多く、「ご家庭の洗濯物に香りが移る」との意見もございました。

29ページです。「物価高騰に伴う給食費」については、「物価高により給食の質が下がってしまうなら、学校給食費の値上げはやむをえない」、「給食の質を今より上げてほしいので、学校給食費の値上げをしてもよい」を合計すると、90.9%が給食の質の確保を希望しております。

最後に、自由記入欄の意見を整理しておりますので、後ほど御参照ください。

31ページの「中学校給食に関するアンケート教職員用」を御覧ください。

御回答いただいた教職員の状況については、御覧のとおりでございます。

32ページです。「食べ残し」については、「ほとんど残らない」が49.3%、「残食削減の取組」について、最も多かった回答は「クラス全員への配食完了時に、おかわり希望者を募る」で、329件でございました。

33 ページです。「中学校給食でよいと思うこと」で最も多かった回答は、「栄養バランスがよく、色々な食材をバランスよく食べることができる」で377件、「食物アレルギーの取組」では、「十分に取組んでいる」が97.5%でございました。今後とも、食物アレルギー対応に関する啓発・周知、研修等の取組を引き続き進めてまいります。

34 ページです。「年間の給食実施回数」については、「このままでよい」が81.2%、「増やしてほしい」が11.1%となっており、多くの教職員においても、現状かそれ以上の給食実施を望む状況でございました。

「給食の回数を増やしてほしい」理由は、「教職員や保護者の昼食における負担軽減になる」という回答が最も多く、23件。「給食の回数を減らしてほしい」理由は、「面談や行事の日など、昼食の時間設定に制限ができてしまう」などの回答がございました。

35 ページです。

「磁器食器とプラスチック食器」については、「今のまま両方の利点を生かす方がよい」、「強化磁器食器がよい」を合わせると59.8%、生徒や保護者に比べるとやや低く、食器の取扱いの指導などについて、教職員が苦慮している現状もあるかと思えます。磁器食器の食育について、教職員にも一定の御理解をいただいていると考えております。

「食器の取扱いの工夫」については、「割れないように、準備や片付けの運搬中は二人運びを周知・呼びかけている」が最も多く、273件。

「配膳員」について御意見を伺ったところ、「配膳員の仕事ぶり」を評価する声や、「生徒への対応」について満足の声がございました。

36 ページです。

「配膳用エプロン」については、「すでにマイエプロンを使用している」「マイエプロンを使用したい」が合計で47.7%ということで、マイエプロンへの関心が一定程度ございました。

「学校で用意されたエプロンがよい」理由で最も多かった回答は、「各家庭の負担になる」が73件、「マイエプロンがよい」理由で最も多かった回答は、「貸し出したエプロンの管理上の負担」が68件、ほぼ同数の65件で「コロナや匂いなど、共有による抵抗感」がございました。

37 ページです。

次に、「中学校給食を活用したさらなる食育の充実」について最も多かった回答は、「地場産物や郷土食等を活用した献立の充実」で、197件。「“かわさきそだち”の野菜の認知度」については、「知っている」が92.7%でございました。

38 ページです。

「市内産農産物の効果」については、「生徒の地域に対する関心や理解が深まる」が317件と、最も多く回答がございました。「GIGA端末の食育への活用」については、食育ひろばを知らなかったが83.4%でございました。

39 ページです。

最後に、意見・要望を整理しておりますので、後ほど御参照ください。

生徒・保護者・教職員のアンケートの集計結果については以上でございます。

最後に41ページを御覧ください。

総評といたしましては、生徒からは、給食が「よい」「おいしい」との回答が約9割、味つけや量についても半数以上が「ちょうどよい」と回答しており、おおむね好意的に評価されております。

保護者からも9割以上が給食を「よい」と評価するとともに、食育にも一定の関心があり、子どもたちとの会話からも食育の効果が現れていると考えられます。

教職員は「かわさきそだち」の認知度が9割を超え、地場産物や郷土食を活用した食育への意識が向上しています。

反対に、見えてきた課題といたしましては、生徒の3割以上が給食の量が「多い」、または「やや多い」と感じているほか、嫌いな食材や給食時間、味の問題で給食を「残す」または「ときどき残す」生徒が4割いることも分かりました。

保護者に向けたレシピ動画は、約9割が「見ていない」という回答があることや、教職員用の食育指導をサポートする取組についても約8割が「見ていない」と回答しており、今後の課題があることが分かりました。

アンケートで浮かび上がってきた課題の解消に向けた取組でございますが、残食の削減につきましては、味、量、メニューの組合せの工夫や、そのほか、子どもたちが苦手な食材なども美味しく食べることができる献立作成などに努めるとともに、給食を通じたSDGsの学習を推進してまいります。

食育に関する資料等につきましては、家庭や学校に向けて一層の周知に努めてまいります。

今回のアンケートでいただいた貴重な御意見を基に、本市の中学校給食は、「みんなで創る健康給食」のコンセプトの下、様々な食育の活動を多くの保護者や教職員とともに取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等、ございますでしょうか

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

御説明ありがとうございました。

このアンケート結果を見まして、子どもたちも保護者も、それから先生方からも非常に好意的に受け止められているということで、この給食の配膳に関わる人それぞれのすごい努力が、こうしたすばらしい結果になっているのだなと思ひまして、本当にうれしく思いました。

それで、例えば国際理解教育とか多文化共生という観点から言いますと、外国食メニューなども少しずつ、例えば中華とか韓国料理とかは、もう既に幾つか取り入れられているようだけれども、食文化は、色々と理解する上では非常に重要なポイントだと思っておりますので、今後、食材とか難しい部分というのはあるのかもしれませんが、レシピの中に一つでも加えていただくと、SDGsの課題解決につながるという面では、理解という意味からも非常に有効かなと思ひますので、今後検討していただければと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

コメントありますか。お願いします。

【小田健康給食推進室担当課長】

ありがとうございます。オリンピックを開催する2年前から、意識の醸成を図るところでイギリスチームの応援をしようということで、イギリス料理を3年間かけて取り上げたこともございます。

あと、たまたま献立コンクールで受賞した献立でルーローハンという献立があったんですけども、それも台湾の料理ということで、中華料理もよく出てくる献立ですけども、外国料理も意識して今後も取り上げていきたいと思います。

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。

芳川委員。

【芳川委員】

報告ありがとうございました。

3点、気になったところがあり、教えていただきたいことがあるのですが、まず5ページの生徒の答えの中で、給食は美味しいですかというところで美味しくない理由として味や風味とかが一番出てきていて、そのコメントで母の手料理は手強いとか、強敵だということなのですけれども、その関連づけはいま一つ私の中で不明瞭になっていまして。

というのは、保護者のアンケートの中で美味しくない理由の中にコメントとして、小学校のときの給食と味つけが違うからというのが入ったりとかしていましたので、そうするとこの味や風味イコール母の手料理というところだけになるものではないのかなという感じがしたものですから、何か味や風味の美味しくない理由と、あと母の手料理とかを、何か一体として捉えているのかどうか教えていただければと思います。

あと2点目なのですが、7ページですかね、先ほど量の話も出ていたと思うのですが、給食で残すものは実は御飯が一番多かったんですね。となってくると、おかずが多いということよりも、御飯の量が今の中学生にとって多かったのかというふうにはちょっと想定していて、そうしますと、思春期ですから男子、女子とではもしかしてそのニーズが違ってくる可能性があるのかなと。男子から考えると御飯はちょうどいい、女子は実は多いというふうなこの成長発達の部分も関係するかもしれませんので、ちょっとこの御飯が多いところをもしかして男女に違いがあるのかな、もし何かデータがあったら教えていただきたいなと思いました。

そして、三つ目なんですけれども、先ほど出てきた献立コンクールということですが、結構多くの参加者が献立コンクールに参加して投票したかどうか、どれくらいの参加者がいたのか、教えていただきたいと思います。

以上、3点です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

では、3点お願いします。

【小田健康給食推進室担当課長】

味つけのところですけども、小学校と比べて違うというところについてですが、小学校は御飯の回数が週に3回で、中学校は9割以上御飯を提供しているというところ、週で言いますと4.5回以上というところで、ほぼ毎日御飯というところで御飯に合うおかずをお出ししているところで、和食だけではないのですけれども、あと給食センターでは、中学校給食はもともと野菜を多く摂るというところもございまして、野菜の和え物を小学校の給食と比べると多く出している現状がございまして、ちょっと酸味が効いた和え物ですとかをお出しするのですけれども、そういうところで小学校ではあまり出ない和え物で、食べ慣れなくてというところがあるように感じているところですが、残る状況を見ながら酸味を抑えたりですとか、食材を減らしたりですとか、そういうところの工夫は残食を見ながらしているところになります。

2点目の御飯が多いというところなんですけれども、日々で見ても井ものですとか、カレーの日の御飯はよく食べていまして、御飯で焼魚でというときのかけ御飯でない、おかずを御飯の上にかけて食べないような日の御飯が多く残っているような傾向がございまして。

御飯が進みにくいおかずなのかなというところで、そういう日の御飯も食べやすいおかずの組合せにしたりはしているところになります。

あと、男女別の残り具合のデータというのは調べておりません、クラスごとのものはあるのですけれども、学校にお話を聞くと女子がやっぱり体型を気にして残しがちだという学校もありますけれども、学校によっては女子のほうがよく食べている学校もあると聞いているような状況です。

あと、献立コンクールは、献立の募集の数のほうですよ。

【大島健康給食推進室担当課長】

投票した人ですか。

【芳川委員】

投票した人です。

【小田健康給食推進室担当課長】

投票は8,000件ちょっとの生徒が献立について、この献立がいいということで投票をしていただきました。

【芳川委員】

すみません、ありがとうございます。

なぜ献立コンクールの参加者を聞いたかというところ、これをどう使うのかというところがさらにもう一歩進んで教えていただきたい。とても美味しい献立は、では、次年度もそれを取り入れるという感じで行ったのかどうかとか、そのコンクールの目的などを教えていただきたいということ。

あと、先ほど5ページ目のところで、味や風味のところの二つ目の質問をしたのですが、母の

手料理との関連、そこも実際に一致した形で母の手料理が手強いというコメントは出てはいますが、データはどこから来ているのかなというように、このアンケートから私は読み取りにくかったなと思いましたので。

以上です。

【小田嶋教育長】

じゃあ、お願いします。

【大島健康給食推進室担当課長】

今いただいた手料理の部分なんですけれども、ここはその他のところの主な意見としてテキストデータで、主な意見があったものをこの吹き出しの中に書いております。ですので、味や風味、フリーのその他の中での意見として自分のお母さんの御飯が美味しいというような意見があったので、そこをここで抽出しをして表記しているといったところでございます。

それと、あと献立コンクールの件ですけれども、最優秀賞を過去に受賞された献立についてはもう定番の献立になっておまして、例えば先ほど説明があったルーローハンだとかは、もう毎年というか、年に何回か出していたりだとか、やはり生徒さんから人気が高いものは定番料理として使用させてもらっています。

【芳川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。室長、どうぞ。

【日笠健康給食推進室長】

今の御質問に関連してちょっと補足をさせていただきたいのですが、すみません、この母の手料理は強敵というコメント、5ページのほうに入れさせていただいて、これは今大島課長のほうで御説明させていただいたとおり、その他のところからこちらのほうに引っこ抜いてこんなコメントもありましたという感じで載せさせていただいているんですけれども、事前に資料を皆様にお送りさせていただいて御覧いただいたと思うんですけれども、今日御欠席でいらっしゃるんですが、野村委員からこの表現自体が少し男女の役割を特化しているような表現なので、適切ではないのかなという御意見をいただきましたので、今日は間に合わなくてこういう形で出させていただきましたけれども、もし差し支えなければ、一般的な話として家庭の料理は強敵とか、そういった表現にここは改めさせていただこうかと思っております。

あくまでも、ここは一つの意見を少し取り出してフィーチャーしたような感じでございますので、ただ表現的に母の手料理ということは、今の世の中、あまり役割分担を明確に特定させるような表現はふさわしくないかなということで、そこだけ修正をさせていただこうと思っております。すみません。

【小田嶋教育長】

今の室長からのそういった方向についてはよろしいでしょうか。
岩切委員。

【岩切委員】

学校給食のアンケートの調査ありがとうございました。それから、完全給食の充実とこの安全を守っていくというところはずっと継続的に行われていると思うのですが、先日、研究報告会で伺った中学校の校長先生から言われたのですが、給食が美味しく給食をきちんと皆さんが、子どもたちが食べるようになってすごく学校が落ち着いてきたような気がするというように、そういうお話がありました。

この給食に関わる生徒たち、それから保護者たち、先生方からのお話も聞いているのですが、もう少し大きい面で、学校教育全体の中でこの給食が与えた影響みたいなものが何か分かるという、なんて思ったんですね。

と申しますのは、やはり社会人でも食生活が荒れると結構荒れてくるというような傾向というのは、色々なところで見られるものですから、その辺りのことで何かございましたらコメントをいただくとありがたいです。

【小田嶋教育長】

いかがでしょうか。

【大島健康給食推進室担当課長】

御意見ありがとうございます。

私どもも校長先生等との会議の中でやはり同様の御意見をいただいたことがございまして、やはり給食が始まる前はどうしても家庭の事情で食べるものがなくて、学校に来られない子だとか、今はそういったみんなが同じものを同じ時間に食べることによって、その先生の意見だったんですけども、数値には測れないんですけども、やはり雰囲気はよくなった、集中して授業を受けてくれるようになったというような意見をいただいておりますので、そういったことも今後色々な例えば献立をつくる会議は毎月行われておりますので、そういった中で実際に給食が学校生活にとってよい影響を及ぼしているというようなところは、意見交換をしながら、私どもも研究調査をしてみたいと思いました。

ありがとうございます。

【岩切委員】

ありがとうございます。

もう一点なんですけれども、17ページのところで生徒編のコロナで変わったと感じている点という中で給食が楽しくないが739件もあると。多分、これは黙食の影響だと思うんですけども、黙食の解禁というか、今後おしゃべりしながらでもいいよとなるのは、いつ頃と考えていらっしゃるのでしょうか。

【小田健康給食推進室担当課長】

昨年12月1日付けで既に、その前に文部科学省からは11月29日付けで通知を受けた上

で、学校には12月1日付けで黙食の項目の削除、学校向けのコロナのガイドラインについて、黙食の項目の削除をいたしました。

あとは、会話を控えるというところは大声での会話を控えるという修正をしまして、学校のほうにはお伝えをしているところではあります。その後、コロナウイルスだけではなくてインフルエンザの流行などもありまして、学校によっては段階的な対応を図っているというような状況でございます。

【岩切委員】

ありがとうございます。この調査が今年に入られてからということで少し緩和されているのかなと思ったのですが、では、インフルエンザの影響等もあってまだまだ本格的にはというところなんですね。

どうもありがとうございました。

【小田嶋教育長】

黙食解禁はしているのですけれども、おそらくまだ多くの学校で多分グループで食べていなくて、黒板のほうを向いて食べていたりして、その中で会話していいよといっても、やっぱり控えてしまっているとか、マスク等を含めてもう少し時間がかかるのかなと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 3について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認いたします。

報告事項No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

鷹觜庶務課長が説明した。

報告事項No. 4は承認された。

報告事項No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川合教職員人事課担当課長が説明した。

報告事項No. 5は承認された。

1 1 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(12時08分 閉会)